

県内被災地域の市町村（避難所）・精神科医療機関【支援】

DPAT 活動拠点本部等の対応【支援】

1：被災状況の報告

市町村や保健所※、精神科医療機関は、県からの照会に対して、被災状況やニーズを報告する。
※ 県災害対策本部設置時は地方支部

2：DPAT 出動の要請

市町村や保健所、精神科医療機関は、災害等の状況から、精神科医療及び精神保健活動の支援が必要な場合は、要請を行う。

3-1：支援ニーズの調整

市町村や県地方支部、精神科医療機関は、県からの照会に対して、被災状況やニーズを報告する。

3-2：支援ニーズの調整

※DPAT 活動拠点本部設置後
DPAT 活動拠点本部は、市町村や県地方支部、精神科医療機関から、被災状況やニーズを収集し、DPAT 調整本部に報告する。

4：参集した DPAT の指揮及び調整等

DPAT 活動拠点本部は、
① 参集した DPAT の指揮及び調整を行う。
② 関係する情報を収集する。
③ DPAT 調整本部等との連絡及び調整を行う。

岩手県庁・DPAT 調整本部の対応【支援・受援】

1：DPAT 出動の検討

派遣要請の有無に関わらず、災害等の状況を踏まえ、岩手 DPAT 統括者や県障がい保健福祉課、県精神保健福祉センターと協議し、岩手 DPAT の出動の必要性を検討する。

- 災害等の状況
- 県内精神科医療機関等の被災状況やニーズ
- 市町村等からの DPAT の派遣要請（検討中に要請があった場合）

【出動基準】

- (1) 被災地域の市町村長から災害対策基本法第 68 条に基づく要請があった場合
- (2) 被災地域の都道府県知事から災害対策基本法第 74 条に基づく要請があった場合
- (3) 他の都道府県知事から「大規模災害時の北海道・東北 8 道県相互応援に関する協定」「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づく要請があった場合
- (4) (1)～(3)のほか、知事が特に必要と求めた場合

※ 本県における災害や事故等において状況を考慮して出動する場合を想定。

《災害の場合》

被災地域の精神保健医療機能の一時的な低下等に伴い、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行う必要があるか。

《事故等の場合》

事故等発生に伴う避難者に対し、専門性の高い精神科医療を提供する必要があるか。

2：DPAT 出動の要請

- ① 出動基準に照らし、岩手 DPAT を出動し、対応することが効果的であると判断したときは、岩手 DPAT 出動要請書により、指定医療機関の長に対して岩手 DPAT の出動を要請する。（急を要する場合は、先に電話にて出動要請を行い、その後、送付する。）
- ② DPAT 調整本部を設置する。
- ③ 更に他都道府県 DPAT に対して派遣要請が必要であると判断した場合は、厚生労働省若しくは他都道府県等に派遣要請する。
- ④-1 「厚生労働省を介する場合」DPAT の派遣斡旋を要請する。
- ④-2 「厚生労働省を介さない場合」他都道府県等に対して派遣要請する。※調整状況は、厚生労働省に報告する。

3：DPAT 出動の調整

DPAT 調整本部は、岩手 DPAT 出動可否報告書の内容を踏まえ、出動させる指定医療機関、活動期間及び活動地域等について調整し、スケジュール案を作成する。
また、他都道府県等からの派遣回答を考慮し、スケジュール案を修正する。

4：DPAT 出動の再調整

DPAT 調整本部は、スケジュール案に記載の指定医療機関及び他都道府県に対し確認を行い、再調整する。

5：DPAT 出動の決定

DPAT 調整本部は、スケジュールを確定し、関係機関に連絡する。

岩手 DPAT 【支援】
（指定医療機関）

1：DPAT 出動の検討

指定医療機関は、岩手 DPAT 出動要請書に基づき、DPAT の出動について検討し、岩手 DPAT 出動可否報告書を提出する。

2：DPAT 出動の再検討

指定医療機関は、DPAT 調整本部からの照会に基づき、活動期間の変更が可能か再検討し、回答する。

3：スケジュール案の確認

指定医療機関は、DPAT 調整本部から示されたスケジュール案を確認し、スケジュール案のとおり活動可能かどうか報告する。

4：DPAT 出動の決定

確定スケジュールに基づき、活動準備を進める。

他都道府県等の対応【支援】

例：「厚生労働省を介する場合」
※実施者は、厚生労働省又は DPAT 事務局

1：DPAT 派遣要請への対応

他都道府県等に対し、DPAT 派遣可否を照会し、取りまとめる。

2：スケジュール案調整

回答結果を踏まえ、DPAT 調整本部と協議し、スケジュール案を調整する。

3：スケジュール案の確認

スケジュール案を派遣可と回答した都道府県等に示して対応可能か確認し、スケジュール案のとおり活動かどうかどうか報告する。

4：DPAT 派遣の決定

確定スケジュールに基づき、活動準備を進める。